＊　導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。
＊　機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
＊　ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

d　情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

≪手法の例示≫

＊　通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
＊　情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。

（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

目次

各論
1　特定個人情報の利用制限
1―⑴　個人番号の利用制限
1―⑵　特定個人情報ファイルの作成の制限
2　特定個人情報の安全管理措置等
2―⑴　委託の取扱い
2―⑵　安全管理措置
3　特定個人情報の提供制限等
3―⑴　個人番号の提供の要求
3―⑵　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限
3―⑶　収集・保管制限
3―⑷　本人確認
4　第三者提供の停止に関する取扱い
5　特定個人情報保護評価
6　個人情報保護法の主な規定

※　「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の「第４　各論」に相当する部分を構成するものである。

〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

目次

第１　はじめに
第２　用語の定義等
第３　総論
　第３－１　目的
　第３－２　本ガイドラインの適用対象等
　第３－３　本ガイドラインの位置付け等
　第３－４　番号法の特定個人情報に関する保護措置
　第３－５　特定個人情報保護のための主体的な取組について
　第３－６　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応
　第３－７　個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い
　第３－８　本ガイドラインの見直しについて
第４　各論

別冊の位置付け

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「事業者ガイドライン」という。）は、事業者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務を行うことを前提に作成されている。

一方、金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野をいう。）における事業者（以下「金融機関」という。）は、番号法、「所得税法」（昭和40年法律第33号）等の規定により、税及び災害対策の分野において、顧客の個人番号を取り扱う事務も行うこととなる。

「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、事業者ガイドラインの別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

本別冊ガイドラインは、事業者ガイドラインの「第４　各論」に相当する部分を構成するものであり、「第１　はじめに」から「第３　総論」までについては、事業者ガイドラインを参照するものとする。また、金融機関が行う金融業務以外の業務については、事業者ガイドラインを適用するものとする。

本別冊ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、可能な限り対応することが望まれるものである。

1　特定個人情報の利用制限

1―⑴　個人番号の利用制限

要点

○　個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、金融機関が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合である。→1

○　また、例外的な利用について、番号法は個人情報保護法に比べ、より限定的に定めている。金融機関の場合、利用目的を超えて個人番号を利用することができるのは、①激甚災害が発生したとき等に金銭の支払をするために個人番号を利用する場合及び②人の生命、身体又は財産の保護のために個人番号を利用する必要がある場合である。→2

（関係条文）

・番号法　第９条、第29条第３項、第32条
・個人情報保護法　第16条

1　個人番号の原則的な取扱い

個人番号(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

金融機関が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合である（個人番号関係事務）。

金融機関は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。

＊　金融機関は、顧客の管理のために、個人番号を顧客番号として利用してはならない。

（注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第２条第８項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、金融機関が、顧客を管理するために付している顧客番号等（当該顧客の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。